



第86号
令和2年3月31日

編集 松山市農業委員会
発行 松山市二番町四丁目7番地2
〒790-8571 (TEL089-948-6631)
印刷 株式会社プロックス



知って得する! 農業者年金



農業者の方は、国民年金に上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を!

農業者年金の必要性



その1 農業者は長生きです

～ 一般よりも高い平均寿命・平均余命 ～

	日本人の平均寿命	65歳の平均余命	
		農業者以外	農業者
男性	約81歳	約19年(84歳)	約22年(87歳)
女性	約87歳	約24年(89歳)	約27年(92歳)

その2 高齢農家の現金支出は約24万円

～ 老後生活を考えると国民年金だけでは不足 ～

国民年金だけでは…
月額約13万円



老後の家計費
月額約24万円

1か月あたり約10万円不足!

農業者年金の特徴



1 農業者年金の加入資格

- 年間60日以上農業に従事する方
- 国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)
- 20歳以上60歳未満の方

2 加入と脱退は任意

- 加入も任意ですが、脱退も自由です。
- 脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

3 加入には2つの種類があります

- 農業者年金に加入する場合、2つの種類があります。
 - ①保険料の国庫補助を受けない加入(通常加入)
 - ②保険料の国庫補助を受ける加入

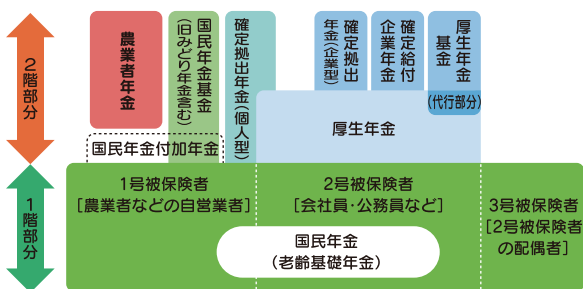
4 国民年金の付加年金への加入が必要です

老後生活の頼りは公的年金



農業者などの自営業者は、“上乗せ年金”に加入しなければ、老後は1階部分の「国民年金」しかありません。

公的年金制度の1階と2階



農業者年金のメリット



メリット1 「積立方式・確定拠出型」で
少子高齢時代に強い

メリット2 「保険料(月額2万円から6万7千円)は
自由に選べ、いつでも変更できます

メリット3 終身年金。80歳前に亡くなられた
場合は死亡一時金が遺族へ

メリット4 社会保険料控除など税制面での
優遇があり、節税になります

メリット5 一定の要件を満たす農業者には
保険料の国庫補助があります



お問合せ先
農業委員会事務局
農政担当
(TEL 089-948-6631)

人・農地プラン実質化アンケートにご協力ください!



人・農地プランとは?

集落の5年、10年後の人と農地の将来を考える話し合いをし、その結果を「未来の設計図」として作成した計画書です。

人・・・今後も営農を継続していき、集落の農業を担っていく人（中心経営体）と、今後農業を引退予定の人を自己申告により区別して、集落の担い手の状況を明らかにします。

農地・・・営農を継続する方、引退を考えている方、それぞれの経営内容と農地の情報を収集し、利用されなくなる農地を今後どうしていくか話し合い、農地の集積をプランに基づいて進めていきます。



人・農地プランを実質化して、地域の農業をみんなで守っていきましょう!



人・農地プラン作成のメリット

① 耕作放棄地の発生防止

利用されなくなる農地を、話し合いによって明らかにし、規模拡大したい人などに貸し出すことで、耕作放棄地の発生防止につながります。

② 補助事業の申請資格の獲得

人・農地プランの中心経営体に搭載されることが、補助を受ける要件となる事業があります。

③ 新規就農者や後継者の確保

人・農地プランに参加した新規就農者や後継者の方は、プラン策定を要件とする補助事業を受けられ、集落に新しい人材を加え、集落の農業を発展させる助けになります。



実質化推進にあたってのお願い

地域の人・農地プランを実質化するために、その地域に農地をお持ちの方、もしくは耕作している方にアンケート調査を実施します。年齢、今後の農業経営の意向や、農業後継者の有無をお聞きするもので、このアンケートによって地域の実情が明らかになります。結果については松山市農林水産課がまとめて、地域での話し合いに活用します。

簡単なアンケートになりますので、ご協力をお願いします!また、アンケート後に地域の今後の農業について話し合いを行いますので、案内がありましたら是非ご参加ください。

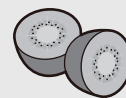
お問合せ先

農林水産課 集落営農・担い手育成担当
(TEL 089-948-6566)



効率的・安定的な農業経営を目指そう!

認定農業者



認定農業者になって
経営を安定させよう

認定農業者とは、「農業経営改善計画」が認定された農業者のことです。計画には、農業経営の規模、農業従事の態様等の現状と5年後の目標、その目標を達成するための取組内容等を記載し、市の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標（認定基準）に沿って審査されます。認定の有効期間は5年間で、認定期間の満了時に新たに計画を作成することで、再度認定を受けることができます。

認定農業者になると、国や地方自治体、関係機関から重点的な支援措置を受けることができます。

認定農業者になったら
松山市認定農業者協議会に加入しよう

認定農業者の有志により組織された協議会で、会員の経営改善のため、視察研修や講演会などの活動を実施しています。市内を5つに区分した地域ブロック会活動と、果樹、野菜、花きの作目に特化した研究部会活動があります。

会費1,000円。研究部会費3,000円(任意加入)

お問合せ先

農林水産課 集落営農・担い手育成担当
(TEL 089-948-6566)



相続登記はお済みですか？

農地の所有権や賃借権等の権利を相続により取得された方は、農業委員会へ届出が必要です。

賃借権の相続も忘れないで！

賃借権が設定された農地の耕作者が死亡した場合、耕作をする権利は相続人に継承されます。遺産分割協議の際、賃借権についての話し合いも忘れず、書面に残しておくことが大切です。

また、賃借権を相続された方は、台帳の名義を変えるために農業委員会に届出をしてください。

相続の未登記による耕作放棄地が増加しています。雑草や病害虫の発生により周辺農地や近隣住宅に悪影響を及ぼします。適正な管理をお願いします。

お問合せ先
農業委員会事務局
農地調整・転用担当
(TEL 089-948-6630)



農地を貸し借りしたいなら…

利用権設定がおすすめです！

★主なメリット★

- 貸した農地は、期限が来れば必ず返ってきます。離作料も不要です。

★注意すること★

- 市街化区域の農地には利用権設定ができません。
- 期間の途中で解約する場合は手続きが必要です。

口約束で農地を貸し借りしていると、後々思わぬトラブルになるおそれがあります。

利用権設定で、安全安心な農地の貸し借りをおすすめします。まずはお気軽にご相談ください。

お問合せ先
農業委員会事務局
農政担当
(TEL 089-948-6631)



農地の賃借料情報の提供



平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は以下のとおりです(10a当たり・年額)。

☆平成21年12月施行の「農地法の一部を改正する法律」により、標準小作料は廃止されました。

☆金額はあくまでも参考です。実際の契約を拘束するものではありません。

1 田(水稲)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	7,000円	16,000円	2,900円	153件
旧北条市	11,700円	26,200円	4,000円	33件
旧中島町	該当なし			
2 畑(普通畑)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	9,600円	16,300円	2,600円	13件
旧北条市	14,200円	20,000円	8,900円	6件
旧中島町	該当なし			
3 畑(樹園地)の部				
締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	件数
旧松山市	6,900円	12,800円	3,300円	17件
旧北条市	5,600円	15,400円	5,000円	66件
旧中島町	該当なし			

※1 旧松山市、旧北条市、旧中島町の地域別に集計しています。

※2 件数は集計に用いた筆数です。

※3 金額は100円未満を四捨五入しています。

第14回 まつやま農林水産まつり



2月15日(土)、16日(日)、アイテムえひめにて「第14回まつやま農林水産まつり(松山市農業委員会後援)」が開催されました。主に松山市内でとれた旬の野菜や果物、魚介等が販売され、新鮮な食材を求める買い物客でにぎわいました。海鮮丼やスイーツなどのブースの他、今回のテーマ「家族で囲む鍋」にちなみ、鍋スープやネギなども並び、大勢の家族連れが来場しました。

令和2年度 総会予定

申請締切日		開催予定日	
月	日	月	日
3	18(水)	4	10(金)
4	17(金)	5	11(月)
5	18(月)	6	10(水)
6	18(木)	7	10(金)
7	17(金)	8	11(火)
8	18(火)	9	10(木)
9	18(金)	10	9(金)
10	16(金)	11	10(火)
11	18(水)	12	10(木)
12	18(金)	1	8(金)
1	18(月)	2	10(水)
2	18(木)	3	10(水)

※日程は都合により変更される場合があります。

家族経営協定 農業経営の発展と家族の夢をともに実現する「家族内の話し合い運動」

家族経営協定とは？

家族が対等な立場で話し合い、農業経営や暮らしの現状確認を出発点とし、家族各人の立場や働き方の明確化、豊かな経営計画や生活設計の樹立等を図り、家族全体や個々人の夢を実現していくものです。

活用できる制度上のメリット

- 1 認定農業者制度を活かす時に**
配偶者や後継者が、農業経営内で実質的に「共同経営者」として活躍している場合には、認定農業者制度のもとで、「夫婦共同申請」や「親子共同申請」を行うことができます。
- 2 農業者年金の有利な加入を図る時に**
農業者年金には、青色申告を行う認定農業者等と、家族経営協定を締結する配偶者や後継者に対し、保険料の国庫補助が受けられる制度があります。
- 3 農業次世代人材投資基金を夫婦2人で活用する時に**
夫婦2人で就農したケースにおいて、一定の要件のもとに家族経営協定を締結するなど、夫婦相互に共同経営者であることが明らかにされると、通常の年間最大150万円の給付に対して、夫婦2人の合計で、その1.5倍の金額(年間最大225万円)の交付を受けることができます。
- 4 制度資金を借りる時に**
家族経営協定の締結に基づき、農業近代化資金や経営体育成強化資金等の融資を、配偶者や後継者が自分名義で受けられる仕組みがあります。

お問合せ先
農業委員会事務局 農政担当
(TEL 089-948-6631)

お知らせ 来年度より農業委員会だよりの発行が年1回になります。

全国農業新聞
営農に役立つ情報が満載！

○発行日 月4回金曜日
○購読料 月額700円(送料共)
○お問合せ 農業委員会事務局
TEL 089-948-6628